

○ 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の伊藤忠志氏（南外地域）の任期が、来る平成31年3月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、後任として伊藤今子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

伊 藤 今 子 大仙市南外字本宿46番地1
（新規推薦） 昭和32年2月5日生（満62歳）

○ 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の高橋庄孝氏（大曲地域）の任期が、来る平成31年6月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

高 橋 庄 孝 大仙市藤木字乙本藤木2番地
（再推薦） 昭和25年12月14日生（満68歳）

○ 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の小林和子氏（大曲地域）の任期が、来る平成31年6月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、後任として中野谷綾子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

中野谷 綾 子 大仙市大曲飯田町5番10号
（新規推薦） 昭和28年8月17日生（満65歳）

○ 議案第5号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 国においては、働き方改革と勤務環境の整備等を推進するため、国家公務員の長時間労働を是正するための措置が講じられておりますが、本市においてもこれに倣い所要の改正を行うものであります。

- 1 正規の勤務時間以外の時間の勤務（超過勤務）の時間数の上限などを規則において定めることとした。（第8条関係）
- 2 施行期日 平成31年4月1日

○ 議案第6号 大仙市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

- 1 学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴う引用条項ずれの整理（第4条関係）
- 2 施行期日 平成31年4月1日（学校教育法の一部を改正する法律の施行の日）

○ 議案第7号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 職員の給与における時間外勤務手当などの額の算出方法を見直すほか、人事評価制度における業績評価の実施期間の見直しに伴う所要の改正を行うものであります。

- 1 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当などの1時間当たりの給与額の算出に当たっては、その算出方法において勤務実数を求める場合に控除する休日の範囲を土曜日及び日曜日としておりましたが、これに加えて祝日及び12月29日から翌1月3日までの期間を加えて算出することとした。（第19条関係）
- 2 人事評価制度における業績評価の実施期間を年1回（改正前は6箇月以内）に改めることに伴い、勤勉手当の支給に係る規定を整理することとした。（第26条関係）
- 3 所要の条文整理（第16条関係）
- 4 施行期日 平成31年4月1日
- 5 所要の経過措置

○ 議案第8号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 非常勤の特別職の職員の報酬を次のように見直すものであります。

- 1 内小友財産区管理会及び大川西根財産区管理会の委員の報酬を日額6,100円（改正前年額29,600円）とした。
- 2 防犯指導員の報酬を、隊長にあつては月額4,000円（改正前6,200円）、隊員にあつては月額3,600円（改正前5,200円）とした。
- 3 情報公開・個人情報保護審査会、アーカイブズ運営審議会、払田柵跡環境整備審議会及び旧池田氏庭園保存整備審議会の委員のうち、法律を業としている者などの報酬を日額10,000円（改正前20,000円）とした。
- 4 各種審議会の委員等の報酬（日額6,100円）を勤務実態に応じた報酬額とすることとし、勤務時間数が4時間以内の場合における報酬日額を3,000円とした。（4時間を超える勤務については、従前のおり6,100円。）
- 5 その他附属機関の設置状況に応じて別表の内容を整理することとした。
- 6 施行期日 平成31年4月1日
- 7 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年大仙市条例第39号。平成31年4月1日施行。）との整合を図るための所要の改正（附則第2項関係）

○ 議案第9号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、法令において定められていた災害援護資金の貸付基準が条例委任されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 災害援護資金の貸付利率、保証人等（第14条関係）
 - ① 貸付利率は、無利子（改正前：年3パーセント）とすることとした。
 - ② 災害援護資金の貸付けには保証人を要し、保証人は貸付けを受けた者と連帯して債務（違約金を含む。）を負担することとした。（これまでの法定基準と同様とした。）
- 2 災害援護資金の償還は、年賦償還に加えて半年賦償還を選択することができることとしたほか、所要の条文整理を行うこととした。（第15条関係）
- 3 施行期日 平成31年4月1日
- 4 この条例の規定は、条例の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯に係る災害援護資金の貸付けについて適用する経過措置を設けることとした。（同日前は、従前のとおり。）

○ 議案第10号 大仙市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

※ 貸付金の不納欠損処理に伴い、国民健康保険高額療養資金貸付基金の額を改めるものであります。

- 1 基金の額を4,181千円（改正前：5,000千円（▲819千円））に改めることとした。（第3条関係）
- 2 施行期日 平成31年4月1日

○ 議案第11号 大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について

※ 長寿のお祝いとして支給している長寿祝金について、平均寿命の伸長に伴い今後も対象者の増加が見込まれる状況などを考慮し、長寿祝金の額を見直すものであります。

- 1 長寿祝金の額を米寿（88歳）にあつては10,000円（改正前20,000円）に、100歳にあつては100,000円（改正前200,000円）に改め、あわせて100歳の施設等入所者の長寿祝金の額を2分の1の額としていたところ、これを廃止することとした。（別表関係）
- 2 所要の文言整理（第2条関係）
- 3 施行期日 平成31年4月1日
- 4 経過措置

○ 議案第12号 大仙市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

※ 入所児童数の減少により、土川保育園（へき地保育所）を廃止するものであります。

- 1 土川保育園の廃止（第2条・第4条関係）
- 2 施行期日 平成31年4月1日

○ 議案第13号 大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

※ 神岡保健センター及び協和保健センターにおいて実施していた各種健診等については、西部地区において西仙北保健センターなどで集約して実施していることから、両施設の用途を廃止するものであります。

- 1 神岡保健センター及び協和保健センターの廃止（第2条関係）
- 2 施行期日 平成31年4月1日

○ 議案第14号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

※ 中仙公民館清水分館の移転改築に伴い、清水分館の位置を規定するとともに、旧清水分館建物と併せて解体する中仙コミュニティセンターを廃止するものであります。

また、生涯学習施設の利用の平準化を図るため、各公民館の使用料の見直しなどを行うものであります。

- 1 大仙市立中仙公民館清水分館の位置を大仙市清水字上大蔵75番地1に改める。(別表第1関係)
- 2 各公民館の使用料について、利用区分の面積に応じて使用料の額及び利用時間を統一することとした。(別表第2関係)
- 3 施行期日
 - 1の中仙清水分館の改正 平成31年4月1日
 - 2の使用料の統一 平成31年10月1日
- 4 大仙市立中仙コミュニティセンター設置条例（平成17年大仙市条例第283号）の廃止

○ 議案第15号 生涯学習施設及びスポーツ施設の料金の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

※ 市内生涯学習施設及びスポーツ施設の料金の平準化を図るため、使用料等の額や利用区分を見直すなど所要の改正を行うものであります。

1 改正条例

- (1) 大仙市強首地区多目的研修施設設置条例 【第1条の規定】
- (2) 大仙市豊川農業者多目的研修センター設置条例 【第2条の規定】
- (3) 大仙市神岡農村環境改善センター設置条例 【第3条の規定】
- (4) 大仙市西仙北農村環境改善センター設置条例 【第4条の規定】
- (5) 大仙市中仙農村総合管理施設設置条例 【第5条の規定】
- (6) 大仙市峰吉川基幹集落センター条例 【第6条の規定】
- (7) 大仙市西仙北林業者等健康増進施設設置条例 【第7条の規定】
- (8) 大仙市船岡コミュニティ共学館設置条例 【第8条の規定】
- (9) 大仙市老人福祉センターの設置及び管理等に関する条例 【第9条の規定】
- (10) 大仙市刈和野地区コミュニティセンター条例 【第10条の規定】
- (11) 大仙市かみおか嶽雄館条例 【第11条の規定】
- (12) 大仙市立太田生活改善センター条例 【第12条の規定】
- (13) 大仙市太田北部地区多目的研修センター条例 【第13条の規定】
- (14) 大仙市立太田農村環境改善センター条例 【第14条の規定】
- (15) 大仙市民体育館条例 【第15条の規定】
- (16) 大仙市西仙北スポーツセンター条例 【第16条の規定】
- (17) 大仙市太田体育館クラブハウス条例 【第17条の規定】
- (18) 大仙市協和多目的交流施設条例 【第18条の規定】
- (19) 大仙市営野球場条例 【第19条の規定】
- (20) 大仙市サン・スポーツランド協和条例 【第20条の規定】
- (21) 大仙市テニスコート条例 【第21条の規定】
- (22) 大仙市神岡中川原運動公園条例 【第22条の規定】
- (23) 大仙市営大曲スキー場条例 【第23条の規定】
- (24) 大仙市営協和スキー場条例 【第24条の規定】
- (25) 大仙市営太田スキー場条例 【第25条の規定】
- (26) 大仙市グラウンド・ゴルフ場条例 【第26条の規定】
- (27) 大仙市多目的運動広場条例 【第27条の規定】

2 施行期日 平成31年10月1日

3 所要の経過措置

○ 議案第16号 大仙市大曲多目的集会施設等の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲多目的集会施設等のうち、市民健康プールを四ツ屋小学校の水泳プールとするため、所要の改正を行うとともに、消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、使用料を改定するものであります。

- 1 条例第1条の改正内容
 - ① 施設減に伴い題名を「大仙市四ツ屋多目的集会センター条例」へ改正
 - ② 市民健康プールの廃止に係る改正その他文言整理
- 2 条例第2条の改正内容
 - ① 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う使用料の改定
- 3 施行期日
 - ① 条例第1条の規定（市民健康プール廃止に係る改正等） 平成31年4月1日
 - ② 条例第2条の規定（使用料の改定） 平成31年10月1日
- 4 使用料の改定に伴う所要の経過措置

○ 議案第17号 大仙市立大曲病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 市立大曲病院事業における損害賠償の額の決定に係る議決要件について、より迅速に対処したいことから要件を見直すものであります。

- 1 議会の議決を要する損害賠償の額の決定について、市長の専決処分事項と同額の100万円(改正前10万円)に引き上げることとした。(第5条関係)
- 2 施行期日 公布の日
- 3 経過措置

○ 議案第18号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

※ 占用期間が1月未満の道路占用について、この場合における道路占用料が消費税の課税対象であることから、当該場合の道路占用料として消費税相当額を加えた額を徴収するよう所要の改正を行うものであります。

- 1 占用期間が1月未満の道路占用について、道路占用料に消費税相当額を加えた額を徴収することとした。(その額が100円に満たない場合は100円)(第2条関係)
- 2 施行期日 公布の日
- 3 改正後の条例の規定は、条例の施行日以後に道路占用の許可申請を受理したものについて適用する経過措置を設けることとした。(同日前は従前のおり)

○ 議案第19号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 太田地域の公園使用料については、これまで別に使用料規定を設けていましたが、他地域の公園における営業等に係る使用料と料金を統一するため、これを廃止するとともに、西仙北地域の大佐沢公園で供用しているバッテリーカーについて、平成29年の大雨災害により保管庫が倒壊したため、保管していたバッテリーカーが損壊し、修復不可能となったことから、これを廃止するものであります。

また、市内スポーツ施設の料金体系の統一等に伴い、テニスコート、野球場等のスポーツ施設として供している公園の使用料の額や利用区分を見直すとともに、消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、使用料等の額を改定するものであります。

1 条例第1条の改正内容

- ① 太田地域の公園使用料を他地域の公園における営業等に係る使用料と統合（別表第3関係）
- ② 大佐沢公園のバッテリーカーの廃止（別表第2及び別表第3関係）
- ③ その他所要の条文整理（第14条関係）

2 条例第2条の改正内容

- ① 市内スポーツ施設の料金体系の統一等に伴う使用料の額や利用区分の見直し（別表第3関係）
- ② 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う使用料等の料金改定（別表第3及び別表第4関係）
- ③ その他所要の条文整理（第22条関係）

3 施行期日

- ① 条例第1条の規定（太田地域の公園使用料の統合等） 平成31年4月1日
- ② 条例第2条の規定（使用料等の改定等） 平成31年10月1日

○ 議案第20号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 上下水道事業における損害賠償の額の決定に係る議決要件について、より迅速に対処したいことから要件を見直すほか、入角地区簡易水道の水源を移設したことに伴う所要の改正を行うものであります。

- 1 議会の議決を要する損害賠償の額の決定について、市長の専決処分事項と同額の100万円（改正前10万円）に引き上げることとした。（第6条関係）
- 2 入角地区簡易水道（中仙）の給水人口を452人（改正前586人）に、1日最大給水量を147m³（改正前170m³）に改める。（別表第1関係）
- 3 施行期日 公布の日（入角地区簡易水道に係る部分は平成31年4月1日）
- 4 所要の経過措置

○ 議案第21号 大仙市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 上下水道事業における債権管理に関し、所要の改正を行うものであります。

- 1 上下水道事業管理者が管理する債権についても市長と同じく管理することとした。（第3条から第6条まで関係）
- 2 施行期日 公布の日

○ 議案第22号 大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

※ 水道事業及び簡易水道事業について、各地域における制度の統一的な運用を行うため、その取扱いに係る規定を整備するほか、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う料金等の改定を行うものであります。

- 1 公益上必要と認める場合における給水区域外等への分水に係る規定の整備（第1条の規定による第2条の2の規定関係）
- 2 指定給水装置工事事業者の要請に基づく分岐工事の立会い等に係る立会料等について規定することとした。（第1条の規定による第36条の2の規定、第45条及び第46条の改正規定関係）
- 3 使用水量の認定に係る規定の整理（第1条の規定による第32条の改正規定関係）
- 4 所要の文言整理等（第1条の規定による第3条及び第34条の改正規定関係）
- 5 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う水道事業及び簡易水道事業の料金改定（第2条の規定による第30条の改正規定、第36条の2の規定関係）
- 6 施行期日
 - 1 から4まで（第1条の規定） 平成31年4月1日
 - 5（第2条の規定） 平成31年10月1日
- 7 料金等の改定に伴う所要の経過措置

○ 議案第23号 大仙市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 下水道、農業集落排水設備及び戸別浄化槽（以下「下水道等」という。）については、排水量に応じて使用料を決定する従量制と、利用人数に応じた定額による使用料とする定額制の2つの方式により料金を算定してまいりました。

今般、使用料の徴収において、定額制による誤賦課が発生したことや、公平性の観点からも使用料の定額制を廃止し、従量制に移行するための所要の改正を行うほか、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴う料金改定を行うものであります。

- 1 下水道等における使用料の徴収方法について、定額制を廃止し、従量制により徴収することとした。あわせて下水道等の施設に排水されない水がある場合に設置する減算メーターに係る規定を整備することとした。（第1条の規定による大仙市下水道条例の一部改正、第3条の規定による大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正、第5条の規定による大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正関係）
- 2 消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、下水道等の使用料を改定することとした。（第2条の規定による大仙市下水道条例の一部改正、第4条の規定による大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正、第6条の規定による大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正関係）
- 3 施行期日 平成31年4月1日（消費税に係る改正は、平成31年10月1日から施行し、平成31年11月分から適用する。）
- 4 定額制から従量制に移行する利用者に係る経過措置
 - ① 水道水の利用者については、施行日から6箇月以内で上下水道事業管理者が定める日から従量制に移行することとした。
 - ② 水道水以外の利用者については、平成31年10月分まで及び平成36年3月分までの現行の定額制の規定を適用し、平成36年4月に移行することとした。

○ 議案第24号 総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

※ 消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、総務部及び市民部に係る公共施設の使用料等を改定するものであります。

1 改正条例

- (1) 大仙市立中仙農村環境改善センター設置条例 【第1条の規定】
- (2) 大仙市史跡の里せんぼく「さくまる館」条例 【第2条の規定】
- (3) 大仙市大曲墓園条例 【第3条の規定】
- (4) 大仙市神岡墓地公園条例 【第4条の規定】
- (5) 大仙市西仙北墓地公園設置等に関する条例 【第5条の規定】
- (6) 大仙市協和墓地公園条例 【第6条の規定】

2 施行期日 平成31年10月1日

3 所要の経過措置（附則第2項関係）

○ 議案第25号 企画部、農林部及び経済産業部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

※ 消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、企画部、農林部及び経済産業部に係る公共施設の使用料等を改定するものであります。

1 改正条例

- (1) 大仙市南外コミュニティセンター条例 【第1条の規定】
- (2) 大仙市羽後境駅東集会施設条例 【第2条の規定】
- (3) 大仙市おおたコミュニティプラザ条例 【第3条の規定】
- (4) 大仙市地上デジタル放送再送信施設設置条例 【第4条の規定】
- (5) 大仙市市民活動交流拠点センター条例 【第5条の規定】
- (6) 大仙市死亡獣畜取扱場設置条例 【第6条の規定】
- (7) 大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設条例 【第7条の規定】
- (8) 大仙市総合営農支援施設設置条例 【第8条の規定】
- (9) 大仙市南外多目的集会施設設置条例 【第9条の規定】
- (10) 大仙市南外農林漁業者創作研修センター設置条例 【第10条の規定】
- (11) 大仙市南外生活改善センター設置条例 【第11条の規定】
- (12) 大仙市西仙北農村交流施設条例 【第12条の規定】
- (13) 大仙市立太田緑地広場条例 【第13条の規定】
- (14) 大仙市協和農作業準備休養施設設置条例 【第14条の規定】
- (15) 大仙市協和農業体験学習館条例 【第15条の規定】
- (16) 大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設条例 【第16条の規定】
- (17) 大仙市営放牧場使用料徴収条例 【第17条の規定】
- (18) 大仙市牧野使用料徴収条例 【第18条の規定】
- (19) 大仙市牧野管理利用機械使用料徴収条例 【第19条の規定】
- (20) 大仙市緑の交流空間施設設置条例 【第20条の規定】
- (21) 大仙市中仙地域農業総合管理施設条例 【第21条の規定】

- (22) 大仙市立太田就業改善センター条例 【第22条の規定】
 - (23) 大仙市神岡農山村多面的機能活用施設及び交流促進センター施設条例 【第23条の規定】
 - (24) 大仙市西仙北ぬく森温泉ユメリア条例 【第24条の規定】
 - (25) 大仙市協和温泉条例 【第25条の規定】
 - (26) 大仙市協和温泉供給条例 【第26条の規定】
 - (27) 大仙市南外ふるさと館条例 【第27条の規定】
 - (28) 大仙市太田ふるさと館条例 【第28条の規定】
 - (29) 大仙市太田四季の村条例 【第29条の規定】
 - (30) 大仙市協和モーターサイクル場設置条例 【第30条の規定】
 - (31) 大仙市まほろば唐松中世の館条例 【第31条の規定】
 - (32) 大仙市まほろば唐松公園施設設置条例 【第32条の規定】
 - (33) 大仙市立太田南部コミュニティ・センター条例 【第33条の規定】
 - (34) 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例 【第34条の規定】
 - (35) 大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設条例 【第35条の規定】
 - (36) 大仙市協和農村文化伝承交流館条例 【第36条の規定】
 - (37) 大仙市観光情報センター設置及び管理に関する条例 【第37条の規定】
 - (38) 大仙市大曲地域職業訓練センター条例 【第38条の規定】
- 2 施行期日 平成31年10月1日
 - 3 所要の経過措置（附則第2項、附則第3項関係）

○ 議案第26号 健康福祉部、生涯学習部及び市立大曲病院に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

※ 消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、健康福祉部、生涯学習部及び市立大曲病院に係る公共施設の使用料等を改定するものであります。

- 1 改正条例
 - (1) 大仙市神岡福祉センター条例 【第1条の規定】
 - (2) 大仙市世代交流福祉施設使用料徴収条例 【第2条の規定】
 - (3) 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンター条例 【第3条の規定】
 - (4) 大仙市サンクエスト大曲の設置及び管理に関する条例 【第4条の規定】
 - (5) 大仙市生涯学習センター条例 【第5条の規定】
 - (6) 大仙市大曲交流センター条例 【第6条の規定】
 - (7) 大仙市八乙女交流センター条例 【第7条の規定】
 - (8) 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」条例 【第8条の規定】
 - (9) 大仙市地域交流センター「はびねす大仙」条例 【第9条の規定】
 - (10) 大仙市音楽交流館条例 【第10条の規定】
 - (11) 大仙市旧池田氏庭園条例 【第11条の規定】
 - (12) 大仙市市民会館等に関する条例 【第12条の規定】
 - (13) 大仙市立大曲病院使用料及び手数料に関する条例 【第13条の規定】
- 2 施行期日 平成31年10月1日
- 3 所要の経過措置

○ **議案第27号 建設部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

※ 消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が合わせて10パーセントに引き上げられることに伴い、建設部に係る公共施設の使用料等を改定するものであります。

1 改正条例

- (1) 大仙市駐車場条例 【第1条の規定】
- (2) 大仙市大曲駅自転車駐車場条例 【第2条の規定】
- (3) 大仙市営住宅条例 【第3条の規定】
- (4) 大仙市営住宅に併設する貸店舗に関する条例 【第4条の規定】
- (5) 大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例 【第5条の規定】

2 施行期日 平成31年10月1日

○ **議案第28号 大仙市上淀川エコ対策コミュニティセンター条例を廃止する条例の制定について**

※ 公共施設等総合管理計画に基づき、大仙市上淀川エコ対策コミュニティセンターを地元自治会に譲渡するため、廃止するものであります。

1 大仙市上淀川エコ対策コミュニティセンター条例（平成17年大仙市条例第29号）の廃止

2 施行期日 平成31年4月1日

○ **議案第29号 大仙市人材育成基金条例を廃止する条例の制定について**

※ 本基金は、各分野における担い手の育成を図るための補助事業の財源に充ててまいりましたが、基金残高も減少し、これまで一定の役割を果たしたことから、基金を廃止するものであります。

1 大仙市人材育成基金条例（平成17年大仙市条例第84号）の廃止

2 施行期日 平成31年4月1日

○ **議案第30号 大仙市西仙北青少年自然の家設置条例を廃止する条例の制定について**

※ 大仙市西仙北青少年自然の家は、建築から60年以上が経過して施設や設備の経年劣化が著しく、利用するには大変危険な状態であることから、公共施設等総合管理計画に基づき、廃止するものであります。

1 大仙市西仙北青少年自然の家設置条例（平成17年大仙市条例第291号）の廃止

2 施行期日 平成31年4月1日

○ 議案第31号 大仙市総合民俗資料交流館条例を廃止する条例の制定について

※ 大仙市総合民俗資料交流館は、開館した平成24年度の入館者数がピークで、以後毎年減少していたことから、今後は豊富な収蔵品を他の施設の企画展等に有効利用することで、他の施設の来館者数の増加を図りながら収蔵品の保管施設として運用することとするため、廃止するものであります。

- 1 大仙市総合民俗資料交流館条例（平成24年大仙市条例第18号）の廃止
- 2 施行期日 平成31年4月1日

○ 議案第32号 大仙市小水力発電施設運営基金条例の制定について

※ 水力を活用した発電事業（小水力発電事業）を実施することに伴い、その事業の運営資金に充てるため、基金を設置するものであります。

- 1 大仙市小水力発電施設運営基金の設置（第1条関係）
- 2 基金の積立額 小水力発電事業特別会計歳入歳出予算で定める額（第2条関係）
- 3 管理（第3条関係）
- 4 運用収益の処理（第4条関係）
- 5 繰替運用（第5条関係）
- 6 処分（第6条関係）
- 7 委任（第7条関係）
- 8 施行期日 平成31年4月1日
- 9 大仙市小水力発電事業特別会計の設置（大仙市特別会計条例の一部改正。附則第2項関係。）

○ 議案第33号 大仙市災害危険区域に関する条例の制定について

※ 国においては、雄物川中流部の治水対策として輪中堤を整備することとしていますが、当該輪中堤の建設に当たって、堤外地への建築物の建築を制限する必要があるため、建築基準法に基づき、本条例において、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものであります。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 災害危険区域の指定等（第2条関係）
- 3 建築物の建築の制限（第3条関係）
- 4 建築物の認定（第4条関係）
- 5 委任（第5条関係）
- 6 施行期日 公布の日

○ 議案第34号 市道の路線の認定、廃止及び変更について

※ 市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更しようとするものです。

1	認定する路線	1 2 路線	実延長5,291.99m
2	廃止する路線	1 3 路線	実延長5,475.30m
3	変更する路線	2 路線	実延長205.10m
4	認定後の市道路線	6,586路線	実延長3,162,489.24m

○ 議案第35号 平成31年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて

※ 平成31年度大仙市スキー場事業特別会計に平成31年度大仙市一般会計から61,844千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。